

碧南市立公民館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法第20条に規定する公民館を設置する。</p> <p>2 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長のほか法第27条第1項に規定する主事その他の職員を置く。</p> <p>(審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定により別表に掲げる公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(審議会の委員)</p> <p>第5条 審議会の委員は、15人以内とする。</p> <p>2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 法第20条に規定する公民館を設置する。</p> <p>2 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長のほか法第27条第1項に規定する主事その他の職員を置く。</p> <p>(審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定により別表に掲げる公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(審議会の委員)</p> <p>第5条 審議会の委員は、15人以内とする。</p> <p><b>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</b></p> <p><b>(1) 学校教育の関係者</b></p> <p><b>(2) 社会教育の関係者</b></p> <p><b>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</b></p> <p><b>(4) 学識経験のある者</b></p> <p><b>(5) 地域の活動を行う者</b></p>

(審議会の会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(利用の許可)

第9条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用の許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の不許可)

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(利用の許可)

第9条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用の許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 教育委員会は、公民館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第10条 教育委員会は、公民館を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又は公民館の管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

(使用料の納付)

第11条 利用者は、碧南市使用料及び手数料条例（平成9年碧南市条例第18号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(特別の設備)

第12条 利用者は、公民館に特別の設備をし、又は公民館の備付けの設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に公民館を利用し、又は第9条第2項の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の方法により利用の許可を受けたとき。
- (4) 公民館の管理上やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者が受ける損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、公民館の利用が終わったとき、又は利用の許可

第10条 教育委員会は、公民館を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又は公民館の管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

(使用料の納付)

第11条 利用者は、碧南市使用料及び手数料条例（平成9年碧南市条例第18号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(特別の設備)

第12条 利用者は、公民館に特別の設備をし、又は公民館の備付けの設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の許可を受けた目的以外に公民館を利用し、又は第9条第2項の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の方法により利用の許可を受けたとき。
- (4) 公民館の管理上やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者が受ける損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、公民館の利用が終わったとき、又は利用の許可

を取り消され、若しくは中止を命ぜられたときは、直ちに利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、利用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、使用者に代わってこれを履行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により公民館又はその附属設備を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第9条第1項の許可を受けないで公民館を利用した者
- (2) 第13条の規定による許可の取消し又は利用の中止の命令に違反して公民館を利用した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか不正の方法により利用の許可を受けて公民館を利用した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか公民館の管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日条例第1号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、な

を取り消され、若しくは中止を命ぜられたときは、直ちに利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、利用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、使用者に代わってこれを履行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により公民館又はその附属設備を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第9条第1項の許可を受けないで公民館を利用した者
- (2) 第13条の規定による許可の取消し又は利用の中止の命令に違反して公民館を利用した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか不正の方法により利用の許可を受けて公民館を利用した者

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか公民館の管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日条例第1号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、な

お従前の例による。

附 則（平成9年6月30日条例第19号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第1号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

お従前の例による。

附 則（平成9年6月30日条例第19号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第1号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附 則（平成24年3月16日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。